

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 4 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 **株式会社 タカギ**
 住所 **〒802-8540 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号**
^{フリガナ}代表者氏名 **代表取締役 高城 いづみ**
 電話番号 **093-962-0941**
 FAX番号 **093-963-5792**
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 **26** 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 8 月 28 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 タカギ

住 所

〒802-8540
福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表者氏名

代表取締役 高城 いづみ



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号
株式会社タカギ

会社法人等番号	2908-01-002231	
商号	株式会社タカギ	
本店	北九州市小倉南区大字石田335番地	
	北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号	昭和63年 6月 1日住居表示実施
公告をする方法	<u>官報に掲載して行う。</u>	平成18年 9月11日変更
		平成18年11月 1日登記
	日刊工業新聞に掲載する方法により行う。	令和 5年 4月11日変更
		令和 5年 4月12日登記
会社成立の年月日	昭和54年11月8日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 樹脂製品の製造および販売 2. 金属製品の製造および販売 3. 電子・電気製品の製造および販売 4. 水栓・浄水製品の製造および販売 5. 散水・給水製品の製造および販売 6. 金型の製造および販売 7. キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係る設備機器・器具の製造および販売 8. 前1号乃至7号に掲げる製品に係る保守、点検、修理、その他の役務の提供 9. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売 10. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売 11. 水に関連する一切の事業 12. 産業廃棄物の処理 13. 学習塾の経営 14. 託児所の経営 15. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成30年 6月29日変更 平成30年 7月10日登記</p>	
発行可能株式総数	230万株	平成17年 6月20日変更
		平成17年 7月 8日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>99万6000株</u>	平成18年12月26日変更 ----- 平成18年12月26日登記	
	発行済株式の総数 <u>224万5388株</u>	令和 5年 6月 1日変更 ----- 令和 5年 6月 1日登記	
	発行済株式の総数 <u>124万9388株</u>	令和 5年 6月 1日変更 ----- 令和 5年 6月 1日登記	
	株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
		令和 2年12月 9日廃止	令和 2年12月11日登記
		当会社の株式については、株券を発行する。 令和 5年 6月 8日設定	令和 5年 6月 8日登記
資本金の額	金9800万円	平成28年 3月15日変更 ----- 平成28年 3月15日登記	
株式の譲渡制限に 関する規定	<u>当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。</u>	平成18年 9月11日設定 平成18年11月 1日登記	
	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。但し、当該株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者もしくはその子会社・関連会社または担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。 令和 5年 6月 8日変更 令和 5年 6月 8日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>高城 壽雄</u>	令和 1年 6月18日重任 ----- 令和 1年 6月21日登記	
	<u>取締役</u> <u>高城 壽雄</u>	令和 3年 6月14日重任 ----- 令和 3年 6月16日登記	
		令和 5年 6月 8日辞任 ----- 令和 5年 6月 8日登記	

	取締役 <u>高城英一郎</u>	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
		令和 2年10月31日辞任
		令和 2年11月 4日登記
	取締役 <u>高城幹次郎</u>	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
		令和 2年 9月29日辞任
		令和 2年10月 1日登記
	取締役 <u>久保忠志</u>	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
		令和 2年 9月28日辞任
		令和 2年10月 1日登記
	取締役 <u>清水恭</u>	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
	取締役 <u>清水恭</u>	令和 3年 6月14日重任
		令和 3年 6月16日登記
		令和 3年 7月28日辞任
		令和 3年 8月 6日登記
	取締役 <u>北 畠 敦</u>	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
		令和 3年 6月14日退任
		令和 3年 6月16日登記
	取締役 <u>米田康三</u>	令和 1年 6月18日重任
		令和 1年 6月21日登記
		令和 2年 9月 6日辞任
		令和 2年 9月14日登記

	取締役	<u>藤 本 勝</u>	令和 2年 6月 23日就任
			令和 2年 6月 25日登記
			令和 2年 9月 10日辞任
			令和 2年 9月 14日登記
	取締役	<u>白 川 祐 治</u>	令和 2年 6月 23日就任
			令和 2年 6月 25日登記
	取締役	<u>白 川 祐 治</u>	令和 3年 6月 14日重任
			令和 3年 6月 16日登記
			令和 3年 7月 28日辞任
			令和 3年 8月 6日登記
	取締役	<u>高 城 い づ み</u>	令和 2年 11月 2日就任
			令和 2年 11月 4日登記
	取締役	<u>高 城 い づ み</u>	令和 3年 6月 14日重任
			令和 3年 6月 16日登記
	取締役	○ <u>高 城 い づ み</u>	令和 5年 6月 29日重任
			令和 5年 7月 18日登記
	取締役	<u>高 城 寿 太 朗</u>	令和 2年 11月 2日就任
			令和 2年 11月 4日登記
	取締役	<u>高 城 寿 太 朗</u>	令和 3年 6月 14日重任
			令和 3年 6月 16日登記
	取締役	○ <u>高 城 寿 太 朗</u>	令和 5年 6月 29日重任
			令和 5年 7月 18日登記
	取締役	<u>林 田 幹 也</u>	令和 3年 6月 14日就任
			令和 3年 6月 16日登記
	取締役	○ <u>林 田 幹 也</u>	令和 5年 6月 29日重任
			令和 5年 7月 18日登記

	取締役 <u>大庭裕信</u>	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記
	取締役 ○大庭裕信	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月18日登記
	取締役 <u>笠井博明</u>	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記
	取締役 ○笠井博明	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月18日登記
	取締役 <u>今岡洋介</u>	令和 3年 6月14日就任
		令和 3年 6月16日登記
	取締役 ○今岡洋介	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月18日登記
	取締役 <u>津坂純</u>	令和 5年 6月 8日就任
		令和 5年 6月 8日登記
	取締役 ○津坂純 ○	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月18日登記
	取締役 <u>石田昭夫</u>	令和 5年 6月 8日就任
		令和 5年 6月 8日登記
	取締役 ○石田昭夫 ○	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月18日登記
	取締役 <u>秋山翔平</u>	令和 5年 6月 8日就任
		令和 5年 6月 8日登記
	取締役 ○秋山翔平 ○	令和 5年 6月29日重任
		令和 5年 7月18日登記

	取締役 <u>岩見誠人</u>	令和5年6月8日就任
		令和5年6月8日登記
	取締役 ○ <u>岩見誠人</u> ○	令和5年6月29日重任
		令和5年7月18日登記
	取締役 <u>檜垣雄磨</u>	令和5年6月8日就任
		令和5年6月8日登記
	取締役 ○ <u>檜垣雄磨</u> ○	令和5年6月29日重任
		令和5年7月18日登記
	取締役 <u>千田利雄</u>	令和5年6月8日就任
		令和5年6月8日登記
	取締役 ○ <u>千田利雄</u> ○	令和5年6月29日重任
		令和5年7月18日登記
	取締役 <u>園部洋士</u>	令和5年6月8日就任
		令和5年6月8日登記
	取締役 ○ <u>園部洋士</u> ○	令和5年6月29日重任
		令和5年7月18日登記
	<u>北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号</u> 代表取締役 <u>高城壽雄</u>	令和1年6月18日重任
		令和1年6月21日登記
	<u>北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号</u> 代表取締役 <u>高城壽雄</u>	令和3年6月14日重任
		令和3年6月16日登記
		令和5年6月8日退任
		令和5年6月8日登記
	<u>北九州市小倉北区足立三丁目1番45-503号</u> 代表取締役 <u>高城英一郎</u>	令和1年6月18日重任
		令和1年6月21日登記
		令和2年10月31日退任
		令和2年11月4日登記

	北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役 <u>高城 いづみ</u>	令和 3年 6月14日就任 ----- 令和 3年 6月16日登記
	北九州市小倉北区足立二丁目3番1-801号 代表取締役 <u>高城 いづみ</u>	令和 5年 6月29日重任 ----- 令和 5年 7月18日登記
	北九州市小倉北区大手町10番5-1401号 代表取締役 <u>清水 恭</u>	令和 3年 6月14日就任 ----- 令和 3年 6月16日登記
		令和 3年 7月28日辞任 ----- 令和 3年 8月 6日登記
	監査役 <u>榎本文雄</u>	令和 1年 6月18日重任 ----- 令和 1年 6月21日登記
		令和 5年 6月29日退任 ----- 令和 5年 7月18日登記
	監査役 <u>奥村 勝美</u>	令和 4年 6月29日就任 ----- 令和 4年 7月 6日登記
	非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成23年 6月21日設定 平成23年 6月22日登記
	吸収合併	令和5年6月1日北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号株式会社寿ホールディングスを合併 令和 5年 6月 1日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 8月 1日移記	

北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号
株式会社タカギ



COPY

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 8月 3日、
福岡法務局北九州支局
登記官

中 村 誠



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 タカギと称し、英文では Takagi Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 樹脂製品の製造および販売
2. 金属製品の製造および販売
3. 電子・電気製品の製造および販売
4. 水栓・浄水製品の製造および販売
5. 散水・給水製品の製造および販売
6. 金型の製造および販売
7. キッチン、浴室、洗面台、トイレ等の水廻りに係る設備機器・器具の製造および販売
8. 前1号乃至7号に掲げる製品に係る保守、点検、修理、その他の役務の提供
9. 化粧品・医薬品・医薬部外品の製造および販売
10. 造園・緑化工事ならびに造園・緑化工事に付帯関連する製品の製造および販売
11. 水に関連する一切の事業
12. 産業廃棄物の処理
13. 学習塾の経営
14. 託児所の経営
15. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を北九州市小倉南区に置く。



(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、日刊工業新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,300,000株とする。

(株券の発行)

第6条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡または取得することができない。但し、当該株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者もしくはその子会社・関連会社または担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(売渡請求時の株式売渡額の算定)

第9条 前条による売り渡し請求がなされた場合、売買価格は、国税庁の財産評価基本通達における「同族株主以外の株主等が取得した株式の評価」（いわゆる配当還元方式）に従い算定されなければならない。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第11条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、提出しなければならない。

(2) 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録および信託財産の表示)

第12条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し議長となる。

(2) 代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、代表取締役のうち、取締役会において定めた者がこれにあたる。

(3) 前2項の規定にもとづき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故があるときは、取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長および出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は取締役会を置く。

(員 数)

第20条 当社の取締役は13名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任の決議は累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異

論を述べたときはこの限りではない。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議をもって、当会社を代表すべき取締役を選定する。

(2) 取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(社外取締役の責任限定)

第27条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

(2) 代表取締役に事故があるときは、法令に従い、他取締役がこれを招集し代表取締役の職務を代行する。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬等は、株主総会によって定める。

第5章 監 査 役

(監査役の設置等)

第32条 当社は監査役を置く。

(2) 当社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(報 酬 等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当社の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行うことができる。

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは、当会社の支払の義務を免れる。

制定	昭和54年11月8日
改正	平成15年12月8日
	平成17年6月20日
	平成18年11月1日
	平成22年7月14日
	平成23年6月21日
	平成24年4月1日
	平成26年6月20日
	平成27年12月25日
	平成30年6月29日
	令和2年12月9日
	令和3年6月14日
	令和5年4月11日
	令和5年5月29日
最終改正	令和5年6月29日

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和5年8月28日

住所 福岡県北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

株式会社タカギ

代表取締役 高城 いつみ



令和 5 年 8 月 29 日

株式会社 タカギ
〒802-8540
福岡県北九州市小倉南区石田南 2-4-1

遅延理由書

このたびは指定給水装置工事事業者登録内容に変更があったにも関わらず変更届出書提出につきまして遅延を致しました。下記理由により遅延いたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

- 一、令和5年 6 月 29 日に役員の就任があり登記事項証明書を取得するまでに時間を要した。
- 二、現在弊社では 534 自治体登録しており、すべての自治体へ変更届出書を提出する為、書類の作成、押印に時間を要した。

以上、二点がこの度の変更届出書類送付の遅延理由となります。

今後につきましては役員の変更等があった場合は速やかに変更届を提出致します。
よろしくお願い致します。

以上

担当
株式会社 タカギ 技術サービス部
技術管理チーム 道躰・樋口
TEL093-533-6131